

保護者のみなさまへ

周南市保育幼稚園課  
保育幼稚園担当

## 平成30年度私立幼稚園就園奨励費補助金等について(お知らせ)

周南市では、幼稚園教育の普及充実を目的とし、私立幼稚園保護者負担の軽減を図るため下記の補助事業を行っています。幼稚園にお支払された入園料と保育料の合計額を補助します。

### 1 私立幼稚園就園奨励費補助事業 (経費の一部を国の助成を受けて実施する事業です。)

対象となる方は、周南市に居住し、私立幼稚園に在園する園児の保護者です。

(満3歳児は3歳になった月から対象) ※ 満3歳児とは平成27年4月2日以降に生まれた園児のことです。

◎世帯の市民税所得割額に応じて、補助額を判定します。

補助額については、《就園奨励費補助金の補助限度額について》をご覧ください。

#### 今年度の改正点 : 保護者負担軽減

**第3階層** (市民税所得割額77,100円以下の世帯) について、保育料の軽減をさらに拡充します。また、次の要件に該当する世帯の軽減が継続して行われます。

#### ・多子世帯の保護者負担軽減

第3階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃、第4階層以上の世帯については、小学校3年生までの兄・姉に応じて負担軽減を行います。市外に転出している「きょうだい」のいる場合は保育幼稚園課までお問い合わせください。

#### ・ひとり親世帯等の保護者負担軽減

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯 (生活保護法に定める要保護者等) について、保護者負担額の軽減措置を行います。

### 2 多子世帯応援保育料等軽減事業 (周南市と山口県で実施する事業です。)

対象となる方は、周南市に居住し、私立幼稚園に在園する園児の保護者です。

(第3子以降の入園児童が対象となります。)

◎ 算定の基準となる児童とは、同一世帯で、保護者が税法上扶養している子どもをいいます。保育幼稚園課で審査後、該当者には、申請書を配付します。

(7月下旬配付予定)

市民税所得割課税額77,100円以下に属する世帯の対象児童は、無償

市民税所得割課税額77,101円以上に属する世帯の対象児童は、1/2軽減

※私立幼稚園就園奨励費補助金を申請されない方は、この事業が適用できませんのでご注意ください。

### 3 私立幼稚園園児保護者補助事業 (周南市単独の事業です。)

対象となる方は、周南市に居住し、私立幼稚園に在園する園児の保護者です。

(満3歳児はこの事業の対象者に該当しません。)

◎ 1・2の補助事業適用後、園児1人につき月額5,000円まで補助

## 《申請手続に必要な書類》

### ◎ 私立幼稚園就園奨励費補助金

- 保育料等減免措置に関する調書
- 次の(1)~(4)の証明書(調書(裏面)に添付してください。)

- (1) 市町村長が発行する**所得課税証明書**  
◎本年1月1日にお住まいの市町村で発行します。
- (2) 海外勤務等で市町村民税が賦課されていない人は**給与等支払証明書**  
◎平成29年1月から12月までの給与・賞与について事業主が証明したもの
- (3) 生活保護を受けている方は**生活保護受給証明書**
- (4) ひとり親世帯等の人はその確認ができるもの  
◎児童扶養手当証書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書など

※ **園児の父母**の証明書が必要です。

保護者の収入が一定基準を満たさない場合、同居の祖父母の証明書も必要となる場合があります。

### ◎ 多子世帯応援保育料等軽減事業補助金 (該当者には、後日申請書配付)

- 周南市私立幼稚園多子世帯応援保育料等軽減事業補助金交付申請書

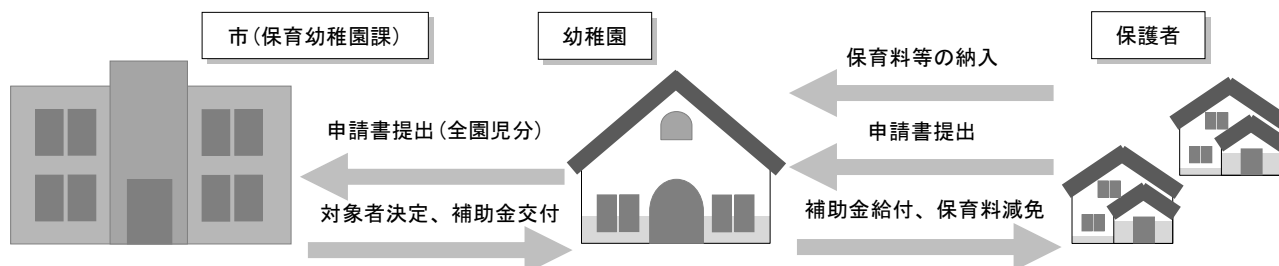
### ◎ 私立幼稚園園児保護者補助金

- 平成30年度(上・下)半期分 周南市私立幼稚園園児保護者補助金交付申請書

## 《提出先》 いずれも各幼稚園へ

☆ 市から幼稚園・学校法人へ対象者全員の補助金を交付し、各幼稚園から保護者の方へ補助金が給付(又は保育料が減額)されます。

☆ 他の市町村に転出されたときは、周南市からの補助金が受けられなくなります。(補助事業の詳細は、市町村により異なりますのでご注意ください。)



## 《就園奨励費補助金の補助限度額について》

### 階層区分ごとの限度額

生計を一にする (※1) <small>※別途、届出が必要になる場合あり</small>		第1子	第2子	第3子以降
階層区分	第1階層 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	第2階層 ①市民税非課税の世帯 ②市民税所得割額が非課税の世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	第3階層 ①市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯	年額 187,200円	年額 247,000円	年額 308,000円
	第4階層以上の世帯については従前どおり、小学校3年生までの兄・姉の数に応じて負担軽減を図ります。			
	第4階層 市町村民税所得割額が211,200円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
	上記以外 の世帯	該当しません。	年額 154,000円	年額 308,000円

### ひとり親世帯等 (※2) の特例

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等）の子どもの補助限度額については、以下のとおりです。

生計を一にする (※1) <small>※別途、届出が必要になる場合あり</small>		第1子	第2子	第3子以降
階層区分	第2階層 ①市民税非課税の世帯 ②市民税所得割額が非課税の世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	第3階層 ①市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円

※1 生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とするものではなく、大学在学中など、別居している場合であっても余暇は起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとしします。

※2 ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一世帯に属する人が以下に該当する世帯とします。

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・配偶者のない人で、現に児童を扶養している人
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人（在宅の人に限る）
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の人に限る）
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の人に限る）

## 《市民税所得割額について》

次の市民税税額控除がある場合は、税額控除前の所得割額により階層区分を判定します。

住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除・配当控除・外国税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割控除

所得課税証明書に上記の税額控除額の記載があるときは、次により求めた税額控除前の所得割額を「保育料等減免措置に関する調書」に記入してください。

市県民税 所得・課税証明書				
平成 年度				
住所		周南市○○○○○○○		
氏名		○○ ○○		
所得金額	A 円	所得控除額	B 円	課税標準額 C=A-B 円
内	..		内	..
訳	..		訳	..
			市民税税額	98,800 円
			所得割	56,600 円
			均等割	3,500 円
			県所得割	37,700 円
			均等割	1,500 円
			(備考)	
			住宅借入金等特別税額控除額	77,500 円

**市民税所得割額 (税額控除前の額)**  
 = ① 市民税所得割額 (税額控除後の額)  
 + ② 住宅借入金税額控除 (市民税分)

この例では  
 ①56,600円 + ②(77,500円×3/5)  
 =103,100円

**税額控除 (住宅借入金税額控除)**  
 うち ②市民税分は 3/5、  
 県民税分は 2/5 です。

①市民税所得割額 (税額控除後の額)

## 《補助金の申請にあたっての注意事項》

★ 市民税所得割額の算定は、生計を一にする父母で判定します。

ただし、父母の収入が生活保護基準の最低生活費以下のときは、同居の祖父母等の市民税所得割額を合算する場合があります。

★ 申請後に、世帯の異動（住所変更・婚姻・離婚・転出・死亡）があった場合は、速やかに保育幼稚園課にお知らせください。

★ 途中入退園の場合は、補助限度額の1/12に在園月数を乗じた額を限度額とします。  
 （在園したままで周南市から他市町村への転出または他市町村から周南市へ転入の場合も同様です。）

★ 年度中の保護者負担額（入園料と保育料の合計額）が就園奨励費補助金、多子世帯応援保育料等軽減事業補助金及び園児保護者補助金の合計額に満たない場合は、保護者負担額を限度として補助します。

問い合わせ先

周南市保育幼稚園課

☎ (0834) 22-8455